

特定粉じん作業に係る特別教育のご案内

一般社団法人 山形労働基準協会
【適格請求書発行事業者登録番号・T3390005007981】

粉じんによる疾病の防止については、じん肺法、労働安全衛生法、粉じん障害防止規則等に基づき予防対策が講じられてきた結果、新規有所見者が減少する等効果が認められておりますが、未だに製造業、建設業、鉱業等の幅広い業種で粉じんによる代表的な疾病「じん肺」が発生している状況にあります。こうした背景を踏まえて、粉じん障害防止規則においては常時特定粉じん作業（粉じん則第2条に定める）に従事する労働者に対して、下記講習内容に係る特別教育を実施すべきことが規定されています。

当協会では、この労働安全衛生法第59条第3項（粉じん障害防止規則第22条第1項）に基づく「特定粉じん作業に従事する労働者に対する特別教育」を事業者に代って実施をしております。

本特別教育は特定粉じん作業に従事する全ての労働者に行う必要があります。

つきましては、是非この機会にご受講いただきますよう、ご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和6年5月21日（火）11：00～16：30
2. 会 場 山形ビッグウイング 4F 研修室（山形市平久保100 TEL 023-635-3100）
3. 講習内容
 - (1) 粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法……………1時間
 - (2) 作業場の管理……………1時間
 - (3) 呼吸用保護具の使用の方法……………30分
 - (4) 粉じんに係る疾病及び健康管理……………1時間
 - (5) 関係法令……………1時間
4. 申込期限 令和6年5月7日（火）
(但し期日前でも定員になり次第〆切ります。)
5. 受講料 協会会員 1名につき 6,600円(資料代及び消費税10%含む・内消費税額 600円)
会員外 1名につき11,000円(資料代及び消費税10%含む・内消費税額1,000円)

申込要項は裏面をご参照下さい。

申 込 要 項

1 受講申請 (1) 下記の申込書に必要事項を記入し、FAXにて送信してください。

(FAX023-644-0086)

(2) 受講料は申込締切日までに、必ず納入してください。

◎銀行振込の場合…下記の口座へお振込みください。

山形銀行宮町支店 普通預金 0734241

イッパンシャダンホウジン ヤマガタロウドウキジュンキョウカイ
一般社団法人 山形労働基準協会

※ 振込手数料は、御社にてご負担願います。また銀行振込の受領書をもって領収証に代えさせていただきます。〔インボイス制度対応には銀行振込の受領書の他、本申込書の添付・保管が必要になります。〕
(別に請求書が必要な場合は、事務局までご連絡をお願いいたします。)

◎現金の場合…申込み締切日前までに直接当協会窓口へ持参してください。

2 注意事項

- ・ 受講料の納付がなければ受講申込受付が完了いたしませんので、早めに納付手続きをお願いいたします。
- ・ 受講申込取消しは、講習日の3日前(土、日、祝日を除く・PM5:00まで)まで受講料の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料の返金には応じれません。また振込による返金の場合、振込手数料は御社にてご負担願います。
- ・ 講習日当日、受付にて受講者の本人確認を行いますので、必ず確認書類(運転免許証等)をご持参下さい。

3 申込先

〒990-0825 山形市城北町一丁目17番10号 一般社団法人 山形労働基準協会
問合せ先 ☎ (023) 643-7871

特定粉じん作業に係る特別教育受講申込書

【令和6年5月21日(火)開催分】

事業場名			
所在地	〒 TEL ()		
連絡担当者	所属部課		氏名

↓「受講者氏名・フリガナ」については修了証作成のため正確にご記入下さい。

受講者	フリガナ	生年月日		
	氏名	年	月	日生
		昭和・平成		
		昭和・平成		
		昭和・平成		

受講料を上記の通り、____名分、 <input type="checkbox"/> 現金を協会に持参して 計 _____円 ____月 ____日 <input type="checkbox"/> 銀行口座へ振込にて 申込みいたします。

令和 ____年 ____月 ____日

一般社団法人山形労働基準協会
山形県山形市城北町一丁目17番10号
TEL(023)643-7871 FAX(023)644-0086

受講票No. ____ ~ 入金確認 ____年 ____月 ____日 円